

## 著者紹介

中田 邦博(なかつた くにはひろ) 第1章, 第4章～第6章 執筆

### 略 歴

1983年 立命館大学法学部卒業, 1988年 立命館大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得。1988～90年 ドイツ学術交流会(DAAD)奨学生としてマールブルク大学へ留学。2003年 マックス・プランク外国私法および国際私法研究所客員研究員, 龍谷大学法科大学院教授を経て, 現在, 龍谷大学法学部教授

### 主要著作

「ドイツ民法典における意思表示法の形成過程(一)～(三・完)」立命館法学194～196号(1988年), 『エッセンシャル民法2 物権〔第3版〕』(有斐閣, 2023年, 共著), 『新・コンメンタール民法(財産法)〔第2版〕』(日本評論社, 2020年, 共編著), 『新・コンメンタール民法(家族法)』(日本評論社, 2021年, 共編著), 『ヨーロッパ私法・消費者法の現代的課題と日本法』(日本評論社, 2025年, 共編著), 『18歳からはじめる民法〔第5版〕』(法律文化社, 2023年, 共編著), 『新レクチャー消費者法』(法律文化社, 2026年, 共編著), 『基本講義消費者法〔第6版〕』(日本評論社, 2026年, 共編著)など。

### ◆読者へのメッセージ◆

学生時代, 民法のゼミに所属しましたが, その理由は弁護士になるために司法試験を受けようと思ったからです。大学1年生の時は, なぜかしら法律から離れた「社会」勉強をしていました。いろいろな分野の勉強をすることで法律学の理解が深まります。研究テーマとしては, ヨーロッパ私法・消費者法の動向に興味があります。ヨーロッパやアジア, 世界で通用する統一私法をつくらうとする試みは, 夢があっておもしろいと思いませんか。

後藤 元伸(ごとう もとのぶ) 第2章, 第3章, 第7章 執筆

### 略 歴

1988年 大阪大学法学部卒業, 1990年 大阪大学大学院法学研究科前期課程修了。関西大学法学部教授を経て, 現在, 関西大学政策創造学部教授

### 主要著作

「スポーツ団体のシステムとEC法—プロスポーツ選手移籍に関する『ボスマン判決』のドイツ法学による解析」関大法学論集55巻4・5号(2006年), 「法人学説の再定位: 独仏法人論の再読解とミシュエおよびサレイユの法人論・合有論」関大法学論集65巻5号(2016年), 「続・法人学説の再定位: ドイツ法人論におけるサヴィニーとギールケの現代的再評価と法人の機関論」政策創造研究14号(2020年), 『新注釈民法(1) 総則(1)』(有斐閣, 2018年, 山野目章夫編)(「前注〔§§33-84(法人)〕」など分担執筆), 『権利能力なき社団と民法上の組合—法人でない団体に関する日本ドイツ比較法研究』(関西大学出版部, 2021年)など。

### ◆読者へのメッセージ◆

本書を読んで, 少しでも民法に対する難しいイメージを払拭していただき, 分かりやすかったと思っていただけたら幸いです。私としては関西弁で書きたかったのですが……講義では関西弁でアクセントをつけています。

---

---

## 鹿野菜穂子(かの なおこ) 第8章～第10章 執筆

### 略 歴

九州大学法学部卒業，九州大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得，神奈川大学助教授，立命館大学教授，慶應義塾大学大学院法務研究科教授を歴任。  
慶應義塾大学名誉教授

### 主要著作

『消費者法の比較法的研究』(有斐閣，1997年，共編著)，『高齢者の生活と法』(有斐閣，1999年，共編著)，『国境を越える消費者法』(日本評論社，2000年，共編著)，『はじめての契約法〔第2版〕』(有斐閣，2006年，共著)，『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社，2011年，共編著)，『消費者法と民法』(法律文化社，2013年，共編著)，『法典とは何か』(慶應大学出版会，2014年，共著)，『消費者法の現代化と集团的権利保護』(日本評論社，2016年，共編著)，『デジタル時代における消費者法の現代化』(日本評論社，2024年，共編著)，『基本講義消費者法〔第6版〕』(日本評論社，2026年，共編著)など。

### ◆読者へのメッセージ◆

単に抽象的に条文の要件や効果を覚えようとするのではなく，なぜその規定ないし制度が設けられたのかを踏まえて，要件・効果およびそれにかかわる議論を理解するように努めて下さい。また，つねに具体例を想定しながら読み進めることも，民法の理解を深めるうえで大切です。